

岩手県告示第530号

県勢功労者顕彰規則（昭和55年岩手県規則第8号）第2条の規定により、県勢の発展に多大の功労があり、その事績が極めて顕著であって、県民の模範となるものを、平成22年5月25日次のとおり顕彰した。

平成22年6月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 氏 名 | 住 所 | 功 勞 |
|--------|---|---|
| 村井 研一郎 | 岩手県盛岡市住吉町4番4号 | 薬剤師の育成と医薬分業の体制整備に努め本県薬事衛生の向上に尽力するとともに、本県産業の振興に貢献された。 |
| 箱崎 安弘 | 岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目21番5号 1406号室 | 学校経営改革の推進等に努め本県教育の振興に尽力するとともに、本県産業の振興と経済の発展に貢献された。 |
| 梅原 誠 | 埼玉県狭山市入間川二丁目19番38号ライ オンズマンション狭山第三804号室 | 本県と首都圏経済人との交流連携の推進に努め本県経済の活性化に尽力するとともに、本県産業の振興に貢献された。 |